

令和 6 年 2 月 1 日

尾 道 市 長
(建 設 部 契 約 課)

建設工事等の指名除外措置の概要について公表します。

- 1 指名除外業者 (有) 西本地質
広島県尾道市栗原東2-10-51
- 2 指名除外期間 令和6年2月1日～令和6年5月31日 (4か月)
- 3 事 実 概 要 令和6年1月19日に尾道市において執行した「門田瀬戸線道路
測量業務委託」に係る入札において、落札決定を受けたにもか
かわらず契約締結を辞退した。
- 4 指名除外理由 上記事実については「建設工事等入札参加資格者指名除外基
準要綱」別表第11項に該当する。

(建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱別表第11項)

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|--------------------------|
| (契約締結拒否) 11 市発注工事等の請負契約において、落札しても契約を締結しなかったとき。 | 当該認定をした日から 4か月以上9か月以内 |